

松江市告示第20号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条  
第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間  
一般の縦覧に供する。

令和6年1月10日

松江市長 上 定 昭 仁



| 路線<br>番号 | 路 線 名       | 供 用 開 始 の 区 間<br>起 終 点 点             | 供用開始日     | 図面<br>番号 | 備考 |
|----------|-------------|--------------------------------------|-----------|----------|----|
| 14130    | 西 持 田 和 田 線 | 松江市西持田町字越前191番2地先<br>" " 字宮山畑213番1地先 | 令和6年1月10日 | 1        |    |

## 位置図 No.1

供用開始路線 西持田和田線

